

特別支援学校及び特別支援学級における 「合理的配慮」とは何か

阿 部 敬 信

What is “reasonable accommodation” in the special needs schools and special needs classes?

Takanobu ABE

【要 旨】

本稿では、障害者差別解消法の制定・施行に伴って新たに導入された概念である「合理的配慮」をめぐって、学校教育において求められている「合理的配慮」とは何かを、法令や文献を根拠として明らかにすることを目的とした。また、特別支援学校や小・中学校に設置された特別支援学級における適切な配慮と必要な支援と、「合理的配慮」は異なるのか、同じなのか、異なるとすればどこが異なるのかについて明らかにすることも目的とした。

その結果、学校教育において求められる「合理的配慮」とは、「設置者・学校及び本人・保護者」との「合意形成」そのもののことであり、その具体は「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」にある必要な配慮と適切な支援ということであると考えられた。特に、特別支援学校と小・中学校に設置される特別支援学級においては、以前より実践されてきた障害のある子どもへの必要な配慮と適切な支援を、「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」に基づいて確実に実施していくことこそが「合理的配慮」の提供となるのではないかと考えられた。

【キーワード】

障害者差別解消法 合理的配慮 合意形成 特別支援学校 特別支援学級

1 はじめに

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とし

て、2013年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」とする）が制定され、2016年4月1日から施行された。

この法律の制定・施行に伴って「合理的配慮」という新たな概念が導入された。ただ、「合理的配慮」という語句自体は障害者差別解消法に

は存在しない。同法の中にあるいわゆる「合理的配慮」に係る条文は次のとおりである。

第7条

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第8条

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

障害者差別解消法の第7条第2項は、「行政機関等」とあるように、国及び地方公共団体等を主体として、同法第8条第2項は、「事業者」とあるように、民間事業者を主体とした条文となっている。いずれも「合理的な配慮」となっている。法令等で初めて「合理的配慮」という文言が登場するのは、同法第6条を根拠として2015年2月に閣議決定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」からである。

いずれにしろ、この法律の制定・施行に伴って新たに導入された概念である「合理的配慮」をめぐる、国、地方公共団体等の「等」に含まれることになる公立学校においてはその対応

が求められている。つまり、学校教育においても「合理的配慮」が求められるのである。とりわけ、長年にわたり、障害のある子どもたちの学ぶ場であった特別支援学校や小・中学校に設置された特別支援学級では、以前から障害のある子どもたちの個々の障害の特性や発達に応じた配慮と支援を行ってきた。これら配慮や支援と、「合理的配慮」は異なるのか、同じなのか、異なるとすればどこが異なるのかを、法令や文献を根拠として本稿で明らかにしていきたい。

2 障害者の権利に関する条約

内閣府のホームページ「障害を理由とする差別の解消の推進」を参照すると、その冒頭に「国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として」障害者差別解消法が制定されたと示されている。このことから分かるように、「合理的配慮」は、「障害者の権利に関する条約」（以下、「障害者権利条約」とする）で、初めて規定された概念である。

そもそも障害者権利条約は、2001年12月に国連総会で採択された決議によって、「障害者の権利条約に関する特別委員会」が設置されて、条約の交渉が始まった。そして、計8回の特別委員会が開催され、2006年12月の国連総会で採択された。

この特別委員会の議論の中で、「合理的配慮」(reasonable accommodation)が登場する。

障害者権利条約では、「合理的配慮」を次のように定義する。

第2条(定義)

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

国連の特別委員会における5年間にわたる議論の中でも、この「合理的配慮」の不提供は、それが新たな差別の規定であり、しかも、差別禁止義務は即時適用義務となることから、各国において警戒感が強く、最終的な結論に至るまでには、かなりの紆余曲折があったといわれている¹⁾。

障害者権利条約における「合理的配慮」の定義に従えば、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整である」ことが一つの定義となる。

つまり、平等であるために、「必要かつ適当な変更及び調整」を行うことであり、それは、「異なる者を異なって扱う」ということである。聴覚障害のある人が、テレビのニュース番組を見ても、聴覚障害のない人と同じ程度の情報量にアクセスできないので、同じ程度の情報量にアクセスできるように、手話通訳者のワイプ画面を入れる、もしくは聴覚障害者にとってわかりやすい文章の字幕を入れるなどの「変更及び調整」をするということである。

従来の国際人権規約などに記されている差別とは、「等しい者を異なって扱う」ときに生じるものである。例えば、聴覚障害のある人が聴覚障害があることを理由にして、医師免許や薬剤師免許の国家試験を受験すらできなかったいわゆる欠格条項などはその典型的な例である。すなわち、従来の差別とは、医師免許を取得するためには国家試験に合格しないとイケないわけだが、合格云々の力があるかどうかは別問題として、国家試験を受けるということに対して本来等しくアクセスできないとイケない者を、障害があることを理由にアクセスを拒否するといった異なった扱いをしたときに生じていたのである。

このように、「合理的配慮」の不提供は新しい概念をもった差別であり、それゆえに国連の特別委員会の場で各国が警戒感を示されることにもなり、また我が国においても「合理的配慮」とは何か議論になってしまうのである²⁾。

3 障害者基本法

さて、我が国は2007年9月に「障害者権利条約」に署名した。そして、同条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする障害者制度の集中的な改革を行うために、2009年12月に、内閣に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、同本部の下に、障害者施策の推進に関する事項について意見を求めるため、障害当事者、学識経験者等からなる「障がい者制度改革推進会議」（以下「推進会議」という。）を開催した。国の障害者施策の議論の場に、障害当事者とその周辺の支援者が常に出席して行われたのである。これは、我が国の障害者施策の歴史の中で画期的なことでありと評価する。

推進会議での計14回にわたる議論を踏まえて政府は、2010年6月に「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定した。この中で、「障害者制度改革の基本的な考え方」に「あらゆる障害者が障害のない人と等しく自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加・参画し、地域において自立した生活を営む主体であることを改めて確認する。また、日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるものとの視点に立ち、障害者やその家族等の生活実態も踏まえ、制度の谷間なく必要な支援を提供するとともに、障害を理由とする差別のない社会づくりを目指す」として、障害者基本法を2012年7月に改正し施行した。

「基本的な考え方」にある「日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるものとの視点」から同法では障害者の定義が改正され、同法第2条第2項に「社会的障壁」が加えられた。障害は当事者そのものに問題があって生じるという考え方から、社会との関係性の中で生じる、いわゆる「社会モデル」の考え方が付け加わったのである。「社会モデル」の登場とともに、第4条第2項にいわゆる「合理的配慮」の規定が加えられた。

第4条

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第4条第2項では「合理的配慮」の提供とは、「社会的障壁の除去」であるとしている。そして、「必要としている障害者が現に存し」と規定していることから分かるように、実際に個々の障害者が「社会的障壁の除去」を必要とした場合に事後的に発現するものであるとしているところである。事前に広く障害者一般に配慮して、歩道橋にエレベーターを設置したり、公衆トイレに障害者用トイレを設置したりすることではない。ただし、その「合理的配慮」は「その実施に伴う負担が過重でないとき」と一定の歯止めをしている。

最後には、「社会的障壁の除去」の「実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」として、一定の歯止めをしながらも、実際に「社会的障壁の除去」を必要とした障害者がいる時にはじめて「合理的配慮」の提供の義務が生じるとしているのである。実際にいる障害者が表明した後に事後的に生じることになるので、その「合理的配慮」はきわめて個別のとなり、一人一人の障害者において求められる「合理的配慮」は異なっていることになる。すなわち「異なるものを異なって扱う」ということである³⁾。

4 障害者差別解消法

さて、ここでようやく障害者差別解消法の登場となる。

前出の2010年6月に閣議決定された「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」に「障害者制度改革の基本的な考え方」に基づいた「障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定等」が盛り込まれた。これを受けて、同年11月からは推進会議の下で「差別禁止部会」が設置され、法律制定に向けた検討が行われた。その後、活発な議論が行われ、さらに、2012年7月には、「障害者基本法」の改正に基づき、推進会議の機能を発展的に引き継ぐものとして障害者政策委員会（以下「政策委員会」という。）が設置され、法律制定の議論の場は政策委員会へと移された。

政策委員会の下に新たに設置された差別禁止部会では、推進会議の下で開催されてきた差別禁止部会での議論も踏まえて、同年9月に差別禁止部会としての意見がようやく取りまとめられた。

このような経緯があつて、2013年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が公布されたのである。

ここで、「合理的配慮」について、前出の障害者基本法の第4条と、障害者差別解消法の第7条及び第8条を比較すると、ほぼ同様の条文になっていることが分かる。いずれも「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている」と実際に必要としている障害者が存在すること、ただし「実施に伴う負担が過重でないとき」という歯止めが設けられていること、そして、「社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない」と合理的配慮の提供を義務づけている。しかし、障害者差別解消法は、障害者基本法が理念法であるのに対して、その理念を実現するための実務法であることから、より具体的な文言が付け加えられている。それは、「意思の表明」と「当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて」である。当該障害者は「必要としている」「意思の表明」を何らかの手段で行わなければならないことをより具体的に述べている。もちろん、言葉として表明できない場合にはその代替手段による表明や代理人による表明も認められてい

る。もう一点については個別的であることを「性別」「年齢」「障害の状態」に応じて合理的配慮は異なることを具体的に述べている。

5 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（以下、「基本方針」とする）は、障害者差別解消法の第6条を根拠規定として、内閣が定めるものであって、現行の基本方針は、2015年2月に閣議決定されたものである。「1 はじめに」でも述べたように、ここに至ってようやく「合理的配慮」という文言が出てくる。本稿では、ここに至るまでにも「合理的配慮」という文言をあえて用いてきた。障害者基本法にしる、障害者差別解消法にしる、「合理的な配慮」である。これと「合理的配慮」と何が違うのかと感じる読者もいるかもしれない。単に、形容詞の活用形である「な」が省略されただけの形式的なものではない。それはこの基本方針を注意深く読めば分かる。基本方針の「第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項」の「3 合理的配慮」には次のような記述がある。

3 合理的配慮

(1) 合理的配慮の基本的な考え方

ア (略)

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を行うことを求めている。

(略)

つまり「合理的配慮」とは「社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮」のことなのである。この内「必要かつ合理的な」には、「必要として意思の表明を行っている障害者が存在し、実施に伴う負担が過重でないとき」までが含まれている。

次に基本方針は、次のように述べている。

ウ (略)

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

ここでは、「意思の表明」の代替手段や本人を補佐する代理者によるものも含むとした後に、「意思の表明がない場合であっても」として、「明白である場合」には、配慮（「合理的配慮」ではないことに留意）を提案し、自主的な取組に努めることもあるとしている。

さらに、基本方針の「第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項」の「1 法の対象範囲」で、障害者差別解消法における「当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて」ということを、次のように示している。

1 法の対象範囲

(1) 障害者

(略)

また、特に女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障害児には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意する。

ここで成長・発達の途上にある障害のある子どもに対しては「支援の必要性がある」と述べられているのである。これについては、次の「6 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」で再度述べることにする。

また、基本方針には「合理的配慮」の提供手続きが「第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項」の「3 合理的配慮」に示されている。

イ 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「(2) 過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。

当該障害者から「意思の表明」があった「合理的配慮」が「過重な負担」となっていないことを考慮しつつ、建設的対話による相互理解により「合理的配慮」がされることになる。ただし「過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい」とされており、原則は「建設的対話による相互理解」によって「合理的配慮」は提供されるものなのである。

6 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

障害者差別解消法第11条を根拠として定められる「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」(以下、「対応指針」という)の「別紙2

分野別の留意点 学校教育分野」においては、次のように示されている。

第2 教育委員会等における対応 (略)

(1) 公的な教育機関としての責任

学校は、合理的配慮の提供者であることに加え、障害のある幼児、児童及び生徒が社会に参加していくに当たり、適切な「意思の表明」ができるよう、必要な支援を自分で選択し、他者に伝える力を身に付けるための教育を担う機関でもある。全ての教育委員会等において、公的な教育機関としての役割の重要性とその責任を十分認識し、特別支援教育の推進に努めること。

ここでは、「合理的配慮」における「公的な教育機関」としての学校の役割が明確に示されている。学校は、まず「合理的配慮の提供者」であること。そして、障害者差別解消法で示されている「「意思の表明」ができるよう、必要な支援を自分で選択し、他者に伝える力を身に付けるための教育を担う機関」という二つの役割があることを示しているのである。

「5 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」では、「障害児には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があること」と「当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましいこと」があることを示したところである。

このように考えると、学校教育における「合理的配慮」は、まず、障害者差別解消法にある「意思の表明」ができる力をつけることであり、次に必要な配慮と適切な支援を行うことであると考えられる。

そして、「意思の表明」があるなしにかかわらず、学校教育において重要なことは、「合意形成」を図ることである。それは、基本方針にもあったように、成長・発達期にある障害のある子どもは「意思の表明」はまだできないかも

しれないけれども、「明白である場合」に必要な配慮と適切な支援を行うことが望ましいのであり、その際には、合理的配慮の提供者である学校（教師）が、保護者に対して建設的対話を働きかけることが望ましいからである。

対応指針の「別紙2 分野別の留意点 学校教育分野」には、教育機関である学校の一つめの役割である合理的配慮提供者としての提供手続きが、次のように示されている。これは基本方針での合理的配慮の提供手続きに対応するものである。少し長くなるが重要な箇所なので、すべてを引用する。

2 初等中等教育段階

(1) 合理的配慮に関する留意点

(略)

- ア 合理的配慮の合意形成に当たっては、権利条約第24条第1項にある、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要であること。
- イ 合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じ、設置者・学校及び本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ合意形成を図った上で提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが重要であること。
- ウ 合理的配慮の合意形成後も、幼児、児童及び生徒一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要であること。
- エ 合理的配慮は、障害者がその能力を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであるインクルーシ

ブ教育システムの理念に照らし、その障害のある幼児、児童及び生徒が十分な教育が受けられるために提供できているかという観点から評価することが重要であること。例えば、個別の教育支援計画や個別の指導計画について、各学校において計画に基づき実行した結果を評価して定期的に見直すなど、PDCAサイクルを確立させていくことが重要であること。

オ (略)

学校教育における「合理的配慮」は「設置者・学校及び本人・保護者」との「合意形成」そのもののことであり、その具体は「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」にある必要な配慮と適切な支援ということである。そして、成長・発達期にある障害のある子どもの場合には、常に見直しができるように学校組織としてPDCAサイクルを確立させておくことが重要なのである。これは「合意形成」を「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」が保護者との連携のもとに実施されていることとして考えると、2007年4月に文部科学省が各学校に対して示した通知「特別支援教育の推進について」と何ら変わることはない内容と考えることができる。

すなわち、「特別支援教育の推進について」を学校総体として確実に実施していくことが、すなわち「合理的配慮」になるのではないか。

特に、特別支援学校と小・中学校に設置される特別支援学級では、ほぼすべての在籍する幼児児童生徒について「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」が作成され、それに基づく指導が行われているはずである。今まで長年にわたって実践を積み上げてきた障害のある子どもへの必要な配慮と適切な支援を、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に基づいて確実に実施していくことこそが「合理的配慮」の提供である。ただし、「合理的配慮」となった時に、今まで以上により一層重視しておかねばならないことは、本人・保護者との「合意形成」

である。本稿でみてきたように、「合理的配慮」は、事後のかつ個別的であり過重な負担を要しないものである。この本質は本人・保護者との「合意形成」に他ならないのである。

7 実践研究から

筆者はこれまで共同研究者とともに幼稚園や小学校で学ぶ発達障害のある子どもたちの学力の問題に取り組んできた。

阿部・上山⁴⁾では、「読む」「書く」に困難のある発達障害のある児童1名（小学校第6学年女子）に対して、標準化されたアセスメントである読書力診断検査や学齢版言語・コミュニケーションスケール（以下、LCSA）、そして独自に作成した「単文作成課題」「複文作成課題」による実態把握を行うことで障害特性を明らかにし、次に把握した特性を生かした指導法を考案して「読む」「書く」の実態の改善を図ることを目的とした実践研究を実施した。指導法は口頭によるコミュニケーションは年齢相当な発達を示したので、対象児童としっかり信頼関係を確立した後、対象児童の興味関心に基づいた会話をを行い、その会話のキーセンテンスを文にするワークを対象児童のペースで繰り返した。楽しくお話をして盛り上がった話題を文にするだけのことを繰り返したのである。その結果、指導による一定の効果が認められ、障害特性に応じた指導法の有効性が明らかになった。

阿部・姫野⁵⁾では、通常の学級に在籍するアスペルガー症候群のある児童1名（小学校第3学年男子）に対してWISC-IV等の標準化された検査を用いて実態把握を行い、そこで得られた結果を基に、障害特性に応じた指導として同時処理型指導方略によるスーパーイラスト漢字による指導法を考案して実施した。静粛な個室の環境の中で、しっかり指導者とラポールをとりマンツーマンという指導形態の中で、スーパーイラスト漢字による漢字学習プリントをはさんで楽しく話をし、対象児童のペースで漢字学習を行うことを30分×4回実施した。その結果、指導後の漢字テストにおいて有意な向上

が認められ、考案した指導法の有効性を確認することができた。

阿部・川崎⁶⁾では、読むことに困難を感じているADHDのある児童1名（小学校第4学年男子）に対して、ADHD-RS、LCSA、PVT-R等の標準化されたアセスメントを実施した。このアセスメントの結果から得た対象児童の特性から、一般には外国語学習で用いられるタスクに基づく言語教授法（Task-Based Language Teaching；TBLT）を用いた指導を行った。対象児童の興味関心に基づいたタスクを考案して、15分から30分の指導を6回行った結果、LCSAのLCSA指数及びリテラシー指数で1SD以上の向上が認められ、この指導法の有効性が明らかとなった。

いずれの実践研究も保護者からの主訴をきっかけとして行われた。実施にあたっては、当該学校の関係者と本人の承諾を得た。その上で、複数のアセスメントを実施して、その結果から対象となった児童の特性を明らかにして、特性に応じた指導法を考案して、数回実施した。これにより主訴であった読み書きの力や漢字の書字が確実に伸びたのである。何より、このような成果を対象児童自らがあげることにより、達成感をもつことができ、自発的にもっと多くのことを学習したい、他のことにも挑戦したいという気持ちをもつことができるのである。

これらの実践研究における指導は数回行われたに過ぎない。しかし確実に主訴に対する成果を上げるだけでなく、そのことが普段の授業態度や生活態度によい影響を及ぼすのである。これら成果や波及効果の要因を次のように考えている。

- 複数のアセスメントを実施して、的確な実態把握を行っていること。
- 実態把握を基にして、対象児童の特性や興味関心に応じた指導法を考案して実施していること。
- 個別指導の指導形態をとり、落ち着いた環境の中で対象児童のペースに合わせて無理なく指導を行っていること。

- 指導者は限られた回数の中で、対象児童を肯定的に受け止めて、情熱をもって指導を行っていること。

この要因から分かるように、環境を準備できるように組織的な学校態勢を組んだ上で、個別の指導計画をPDCAサイクルにのせて確実に実施していけば、小・中学校における発達障害のある児童生徒の学力や行動の問題はかなり解決できるのではないかと考えてくる（図1）。

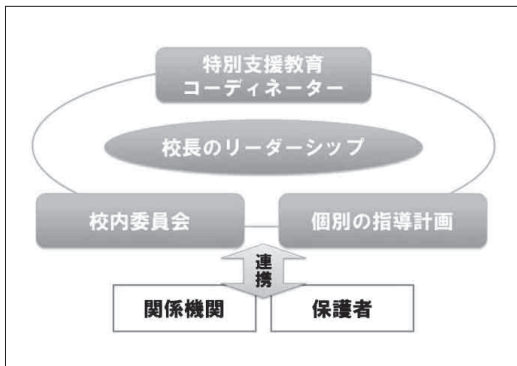


図1 特別支援教育の推進（2007年4月）

特に、これらの結論から強調しておきたいことは、複数のアセスメントの実施による的確な実態把握と、特別支援学級・通級による指導との連携である。

複数のアセスメントの実施による的確な実態把握を行うことは、エビデンス・ベースドな指導を確立できることであり、それはすなわち保護者との合意形成を図る上でも大きな意味をもって来る。客観的な指標を示すことにより分かりやすく確実に情報を伝えることができるので、保護者も判断しやすくなるからである。そこで、本稿では特にアセスメントを重視するという意味でA：アセスメントをP：プランから取り出してPDCAサイクルの基本におくという意味で特別支援教育のA-PDCAサイクルを提案したい（図2）

特別支援学級・通級による指導との連携については、個別指導の指導形態をとり、落ち着いた環境の中で子どものペースに合わせて指導できる場として活用していきたいものである。そ

して、学習指導の面だけでなく、特別支援学級や通級による指導は、障害のある子どもにとって、ここへ行けば自分のペースで過ごすことができ、ありのままの自分を認めてもらえる大人がいるホッと一息をつける場なのである。ここで自分を肯定的に受け止めてもらってから、再び通常の学級の中でがんばっていこうとできる心の拠り所でもある。

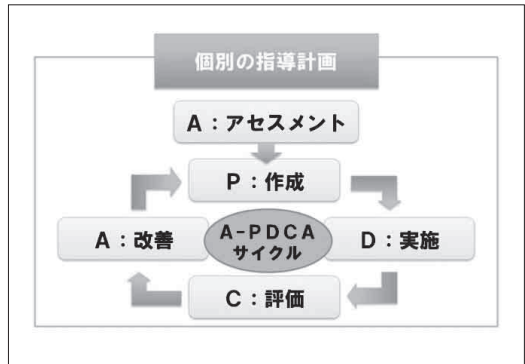


図2 特別支援教育のA-PDCAサイクル

そして、ここにまた、事後的であり個別的な「合理的配慮」の本質が見えるのである。各学校においては、「困った、困った」「大変、大変」で終わるのではなく、校内委員会で繰り返し協議を行って、学校全体での組織的な粘り強い実践を期待したいところである。

8 おわりに

本稿では、障害者差別解消法の制定・施行に伴って新たに導入された概念である「合理的配慮」をめぐって、学校教育において求められている「合理的配慮」とは何かを、法令や文献を根拠として明らかにすることを目的とした。また、とりわけ、長年にわたり、障害のある子どもたちの学ぶ場であった特別支援学校や小・中学校に設置された特別支援学級では、以前より障害のある子どもたちの個々の障害の特性や発達に応じた適切な配慮と必要な支援を行ってきたが、これら配慮や支援と、「合理的配慮」は異なるのか、同じなのか、異なるとすればどこが異なるのかについて明らかにすることも目的

とした。

その結果、学校教育において求められる「合理的配慮」とは、「設置者・学校及び本人・保護者」との「合意形成」そのもののことであり、その具体は「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」にある必要な配慮と適切な支援ということである。そして、成長・発達期にある障害のある子どもの場合には、常に見直しができるように学校組織としてPDCAサイクルを確立させておくことが重要なのである。これは「合意形成」を「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」が保護者との連携のもとに実施されていることとして考えると、2007年4月に文部科学省が各学校に対して示した通知「特別支援教育の推進について」と何ら変わるものがない内容と考えられた。

特に、特別支援学校と小・中学校に設置される特別支援学級においては、今まで長年にわたって実践を積み上げてきた障害のある子どもへの必要な配慮と適切な支援を、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に基づいて確実に実施していくことこそが「合理的配慮」の提供となるのではないかと考えられた。

最後に筆者のこれまでの小学校における実践研究で明らかになった知見から、これからの小・中学校における特別支援教育の推進の在り方について提言を行った。

これからの学校教育における「合理的配慮」の提供が、障害のある子どもたちのよりよき成長・発達に寄与することを願っている。

本LD学会第23回大会論文集, pp. 497-498, 2014.

- 5) 阿部敬信・姫野由衣, アスペルガー症候群のある児童に対する漢字の指導に関する研究—漢字指導における同時処理型指導方略の有効性の検討をとおして, 日本LD学会第24回大会論文集, pp. 509-510, 2015.
- 6) 阿部敬信・川崎亮介, ADHDのある児童に対して読む力をつける指導法の研究—第二言語の指導法であるTask-Based Language Teachingを応用して, 日本LD学会第25回大会web論文集, PC 3, 2016.

【引用文献】

- 1) 川島聡, 権利条約における合理的配慮, 合理的配慮—対話を開く, 対話を拓く, pp. 19-38, 2016, 有斐閣.
- 2) 前掲書1)
- 3) 川島聡, 差別解消法と雇用促進法における合理的配慮, 合理的配慮—対話を開く, 対話を拓く, pp. 39-86, 2016, 有斐閣.
- 4) 阿部敬信・上山愛夢, 「読む」「書く」に困難のある発達障害児童の指導に関する研究—コミュニケーション活動を「読む」「書く」へつなげる, 日